3　総務大臣又は都道府県知事は、地方自治法第二百五十一条の三の二第二項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならない。

4　総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができる。

（総務省令への委任）

第百七十四条の九　前三条に規定するものを除くほか、総務大臣が任命する自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示の手続の細目は、総務省令で定める。

第百七十四条の十から第百七十四条の十八まで

削除

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新令」という。）第百六十七条の四第二項第一号（新令第百六十七条の十一第一項及び第百六十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定は、地方自治法第二百三十四条第一項の規定による一般競争入札、指名競争入札又はせり売り（次項において「一般競争入札等」という。）に参加しようとする者がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの政令による改正前の地方自治法施行令（以下この項において「旧令」という。）第百六十七条の四第二項第一号（旧令第百六十七条の十一第一項及び第百六十七条の十四において準用する場合を含む。）に該当すると認められる者については、なお従前の例による。

2　新令第百六十七条の四第二項第六号（新令第百六十七条の十一第一項及び第百六十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定は、一般競争入札等に参加しようとする者が施行日以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用する。

（総務省組織令の一部改正）

第三条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第五号中「地方公共団体の」の下に「連携協約」を、「委託」の下に「、事務の代替執行」を加える。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十六号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（生産条件不利補正対象農産物）」に改め、同条中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「農産物は、米穀」を「対象農産物は」に、「及びでん粉」を「、でん粉」に改め、「ばれいしょ」の下に「、そば及び菜種であって、農林水産省令で定める要件に該当するもの」を加える。

第二条の見出しを「（収入減少影響緩和対象農産物）」に改め、同条中「第三条第一項」を「第二条第三項」に改め、「対象農産物は」の下に「、米穀」を、「ばれいしょ」の下に「、そば及び菜種であって、農林水産省令で定める要件に該当するもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（以下「新令」という。）本則の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。この場合において、平成二十七年度の予算に係る新法第四条第一項の交付金についての新令第二条の規定の適用については、同条中「ばれいしょであって、農林水産省令で定める要件に該当するもの」とあるのは、「ばれいしょ」とする。

農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十七号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令

内閣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定による国の補助金の額は、同条第一項の規定による補助に要する費用の二分の一以内とする。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三

理容師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十八号

理容師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の十八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万三千八百円」及び「一万四千七百円」を「一万二千五百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

美容師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十九号

美容師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条の十八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万三千八百円」及び「一万四千七百円」を「一万二千五百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三